

# 新たな契約方法（包括的契約）

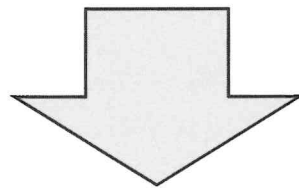
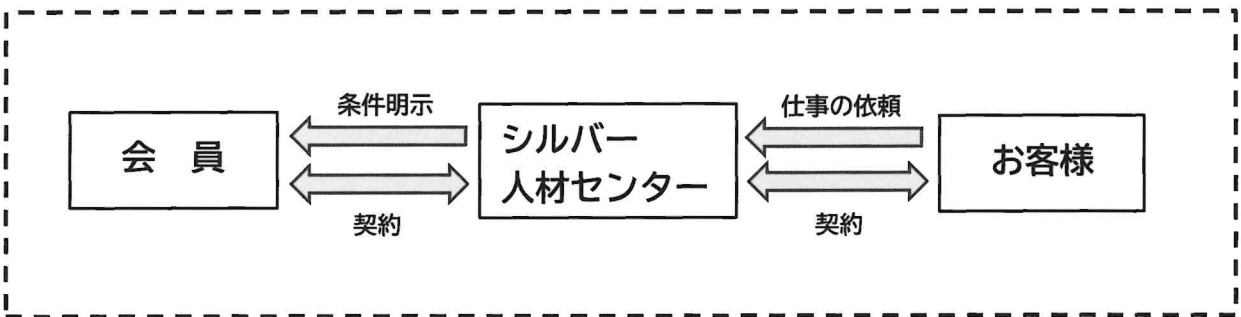
令和6年11月の「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」が施行されました。

この法律の趣旨を踏まえた厚生労働省の方針に基づき、業務委託の形態でお仕事をお引き受けする場合の契約方法について、「お客様とセンター」、「センターと会員」、「お客様と会員」の三者間での契約（包括的契約）へ変更します。

この包括的契約への変更は、令和7年度から一部の契約で実施し、順次拡大していく予定です。変更の際には、センターからお客様へご案内させていただきます。

なお、包括的契約でセンターをご利用いただく際の基本的事項を「シルバー人材センター利用規約」、「会員業務就業規約」に定め、当センターホームページで公開しています。

## 【現行契約の仕組み】



## 【新たな契約方法（包括的契約）の仕組み】

